



《ID・パスワード方式によるアマチュア局電子申請手順》

【免許申請編】

●総務省 電波利用 電子申請届出システムLite申請・届出メニュー
http://www.denpa.soumu.go.jp/public2/index.html

①申請・届出をクリックして手続きを開始します。

②「免許申請」をクリックして入力を開始します。

1 申請書情報入力

所管する総合通信局を選択してください。
(機器の設(常)置場所が四国の場合は「四国総合通信局」になります。)

「登録済みのユーザ情報を自動入力」からID・パスワードを入力することで、ユーザ登録時の情報(氏名・住所等)を自動で入力することができます。なお、登録した情報に変更があった場合は、「照会・ユーザ情報変更」より登録情報の変更を行ってください。



《ID・パスワード方式によるアマチュア局電子申請手順》

4 申請手数料等入力

総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite

免許申請

申請開始 > 申請書 > 事項書及び工事設計書 > **申請手数料等** > 内容確認 > 保存・送信 > 申請完了 > (審査) > (手数料納付など) > 手続完了

申請手数料等

無線局の種類	アマチュア局
局数	1局
空中線電力(必須) (半角数字21文字以内、小数点を含む)	10 W
手数料額(必須) (半角数字6文字以内)	2900 円
手数料納付方法	電子納付

電波利用料前納の申出 設定:取消 | 設定状況:未設定

戻る **次へ** キャンセル 入力内容保存

「手数料自動計算」を押すことで、事項書内容に基づき、空中線電力及び手数料額を自動入力することができます。

(参考)

アマチュア局免許申請手数料
空中線電力 50W以下 2,900円
50W超 5,500円

「次へ」ボタンをクリックすると内容確認画面に進みます。入力内容を確認して「次へ」ボタンを選択し、送信画面に進みます。

5 申請書の送信

総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite

免許申請

申請開始 > 申請書 > 事項書及び工事設計書 > 申請手数料等 > 内容確認 > **保存・送信** > 申請完了 > (審査) > (手数料納付など) > 手続完了

保存・送信

「送信」ボタンを押して、入力内容を送信してください。

申請者名: 電波 太郎
宛先: 四国総合通信局長

1. 入力内容をパソコンに保存できます。

入力内容保存 ※審査の結果、申請情報の補正及び再送信(補正後提出)を求められる場合があるため、又、今後の再免許申請、変更申請(届出・訂正申請等)に利用できるよう、送信前に保存しておくことをおすすめします。(必須操作ではありません)
※zipファイルで保存されます。このファイルは解凍せず、そのまま保存してください。

2. 入力内容を送信します。

送信 ※同一内容の申請・届出を重複して送信しないようご注意ください。

申請は行わず、入力内容の事前チェックのみを行う場合は、下のリンクをクリックしてください。
● **事前チェック** ※チェックが完了するとメールが送信されますのでメール内容をご確認ください。事前チェックの詳細はこちらをご覧ください。

戻る キャンセル

入力した内容を保存する場合は、申請書を送信する前に「入力内容保存」を押します。(提出後の申請書内容の確認及び不備訂正時の修正のために、データを保存しておくくと便利です。)

総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite

免許申請

申請開始 > 申請書 > 事項書及び工事設計書 > 申請手数料等 > 内容確認 > 保存・送信 > 申請完了 > (審査) > (手数料納付など) > 手続完了

ユーザ認証

ユーザID パスワードを入力し、「送信」ボタンを押してください。
ユーザID パスワードを忘れてしまった場合はこちらをご確認ください。

ユーザID
パスワード

送信 戻る

申請は「送信」より行います。その際に再度本人確認のために「ID・パスワード」を入力する必要があります。

送信が完了すると「問い合わせ番号」が表示されます。問い合わせ番号は、今後の電子申請に不明な事項があった場合など、総合通信局に問い合わせる際に必要な番号ですので、記録(メモ)しておいてください。

以上で、申請は完了です。



《ID・パスワード方式によるアマチュア局電子申請手順》

※ 申請書の送信後「不備訂正通知」が届いた場合

申請内容に不備があった場合は、電子メールにて不備訂正の通知がされますので、不備内容を修正の上、再送信して下さい。

電子申請番号は不備通知の電子メール本文、または照会変更メニューの「申請履歴照会」より確認できます。



《ID・パスワード方式によるアマチュア局電子申請手順》

6 申請手数料の納付

総務省での受付処理がされた後に、申請手数料の電子納付案内が電子メールにて通知されます。「納付情報照会」より、「**納付番号**、**収納機関番号**、**確認番号**」を確認した上で納付を行って下さい。なお、納付にあたってはページに対応した金融機関のATMまたはインターネットバンキングを利用します。対応金融機関は以下のページのホームページでご確認下さい。

<http://www.pay-easy.jp/where/index.html>



総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite

トップ 申請・届出 お知らせ サイトマップ 文字サイズ: 小 中 大

本サイトでは、アマチュア局の電波利用に関する申請・届出をインターネットで行うシステムについてご案内しています。このシステムでは、電子証明書を利用することなく、ユーザID・パスワードを使って手軽に申請・届出を行うことができます。

初めて電子申請を利用する方はこちら

初めて本サイトの電子申請を利用する方は、まず新規ユーザ登録を行ってください。

- 初めての方へ

電子申請の概要や手続きのステップ、必要な準備などについて掲載しています。

新規ユーザID・パスワード

申請・届出

※ユーザID・パスワードが必要です。
ログインできなかった場合

申請・届出

※主な申請・届出に直接移動しない場合はこちら(補正後提出を含む)

- 簡易申請
- 再免許申請
- 変更申請(届出)・訂正申請

照会・ユーザ情報変更

※ユーザID・パスワードが必要です。
ログインできなかった場合

照会 ユーザ情報変更

※下記の情報照会・ユーザ情報変更を行うことができます。

- 申請履歴照会
- 納付情報照会
- 通知書照会

総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite

ログイン中 ログアウト

照会・ユーザ情報変更

このページから、申請に関する各種情報の照会、及びユーザ情報等の変更を行うことができます。

申請関連情報の照会

申請履歴照会

電子申請済みの申請情報を検索し、ダウンロードすることができます。(申請の処理状況を確認できます。)

申請履歴照会

納付情報照会

納付に関する情報を照会できます。手数料の納付に必要な収納機関番号、確認番号、納付番号の確認や、電子納付を行うことができます。

納付情報照会

通知書照会

総務省からの送付された通知書を確認できます。(補正依頼等があります。)

通知書照会

ユーザ情報等の変更

ユーザ情報変更

住所や電話番号など登録されているユーザ情報をこちらから変更できます。

ユーザ情報変更

パスワード変更

パスワードを変更することができます。

パスワード変更

総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite

ログイン中 ログアウト

納付情報照会

検索条件入力 検索結果表示 納付情報詳細

検索

総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite

検索結果表示

インターネットバンキングから納付を行う場合は、該当する納付番号をクリックしてください。ATMから納付を行う場合は、画面に記載されている3つの番号(納付番号、収納機関番号、確認番号)を控え金融機関にお持ちください。電子納付に対応している金融機関は、こちらから確認できます。よくあるご質問(電子納付)

納付番号	納付内容	問い合わせ番号	手数料名	担当局	納付金額	納付期限	納付状態	収納機関番号
未納	無線局関係申請手数料	S20100421-0000	無線局の免許申請	四国総合通信局	2,900円	平成22年05月23日	納付済	00100
未納	無線局関係申請手数料	S20100421-0000	無線局の免許申請	四国総合通信局	2,900円	平成22年05月23日	納付済	00100

《電子納付》

ATM

インターネット
バンキング



総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite

ログイン中 ログアウト

納付情報照会

納付情報詳細

納付対象の情報を確認し、金融機関(インターネットバンキング、ATM等)より納付してください。電子納付ボタンをクリックすると、金融機関のインターネットバンキングへアクセスすることが可能です。

納付対象情報

納付内容	無線局関係申請手数料
問い合わせ番号	S20100421-0000
手数料名	無線局の免許申請
担当局	四国総合通信局
納付金額	2,900円
納付状態	納付済
納付依頼日	平成22年04月23日
納付期限	平成22年05月23日
収納日	平成22年04月24日

納付関連情報

収納機関番号	00100
納付番号	2410-0000
確認番号	00100

電子納付ボタンをクリックしてからインターネットバンキングのログイン画面へ遷移してください。納付画面を通じて処理が継続できない場合や処理を中断した場合は、再度電子納付ボタンをクリックしてください。

戻る 電子納付 メニューへ戻る

一括記載コードについて

一括記載コードは、通常発射可能な変調方式と伝送内容の電波形式のグループを、操作資格や発射周波数帯別にまとめた3桁の記号で表したものです。これはあくまで申請や記載上の簡素化を行うための一括記載表示であり、電波形式そのものではありません。よって工事設計書(申請書の16以降の欄)に記入することはできませんので、ご注意ください。

周波数帯・無線従事者の資格毎の一括記載コードの記号については次のとおりです。

周波数帯	無線従事者資格	電波型式	一括記載コード
1 135kHz帯	1アマ、2アマ、3アマ	A1A F1B F1D G1B G1D	3LA
	4アマ	F1B※ F1D G1B※ G1D	4LA
2 1.9MHz帯	1アマ、2アマ、3アマ	A1A F1B F1D G1B G1D	3MA
	4アマ	F1B※ F1D G1B※ G1D	4MA
3 3.5MHz帯 7MHz帯 21MHz帯 24MHz帯	1アマ、2アマ、3アマ	A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E	3HA
	4アマ	A3C A3E D3C F1B※ F1D F3C F3F G1B※ G1D H3E J3E J3F R3E	4HA
4 3.8MHz帯	1アマ、2アマ、3アマ	A1A A3C A3E D3C F3C F3F H3E J3E J3F R3E	3HD
	4アマ	A3C A3E D3C F3C F3F H3E J3E J3F R3E	4HD
5 4630kHz	1アマ、2アマ、3アマ	A1A	—
6 10MHz帯	1アマ、2アマ	A1A F1B F1D G1B G1D	2HC
7 14MHz帯	1アマ、2アマ	A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E	2HA
8 18MHz帯	1アマ、2アマ、3アマ	A1A A3C A3E D3C F1B F1D F3C F3F G1B G1D H3E J3E J3F R3E	3HA
9 28MHz帯 52MHz帯 145MHz帯 435MHz帯	1アマ、2アマ、3アマ	A1A A2A A2B A2D A3C A3E D3C F1B F1D F1E F2A F2B F2D F3C F3E F3F F7W F8W G1B G1D G1E H3E J3E J3F R3E	3VA
		F1D F1E F2A F2B F2D F3E	3VF
	4アマ	A3C A3E D3C F1B※ F1D F1E F2D F3C F3E F3F F7W F8W G1B※ G1D G1E H3E J3E J3F R3E	4VA
		F1D F1E F2D F3E	4VF
10 1.2GHz帯 2.4GHz帯 5.7GHz帯 10.1GHz帯 10.4GHz帯	1アマ、2アマ、3アマ	A1A A2A A2B A2D A3C A3E A3F A8W C3F C8W D3C D7D F1B F1D F1E F2A F2B F2D F3C F3E F3F F7D F7W F8W G1B G1D G1E G7D H3E J3E J3F R3E	3SA
		F1D F1E F2A F2B F2D F3E	3SF
	4アマ	A3C A3E A3F A8W C3F C8W D3C D7D F1B※ F1D F1E F2D F3C F3E F3F F7D F7W F8W G1B※ G1D G1E G7D H3E J3E J3F R3E	4SA
		F1D F1E F2D F3E	4SF

注1 一の指定周波数において一若しくは複数の電波の型式を指定する場合は、無線従事者の資格の欄の資格に応じ、記号の欄に掲げる記号により表示するものとする。

注2 第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士又は第三級アマチュア無線技士が無線従事者の資格の欄の第四級アマチュア無線技士の資格に係る電波の型式のみを希望する場合の電波の型式の表示は、第四級アマチュア無線技士の資格に応じた記号の欄に掲げる記号により表示するものとする。

注3 9の項及び10の項において、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士若しくは第三級アマチュア無線技士がF1D、F1E、F2A、F2B、F2D若しくはF3Eの電波の型式を一若しくは複数希望する場合又は第四級アマチュア無線技士がF1D、F1E、F2D若しくはF3Eの電波の型式を一若しくは複数希望する場合は、注1にかかわらず、それぞれ当該電波の型式に応じた記号の欄に掲げる記号により表示するものとする。

注4 ※を付した電波の型式は、自動受信を目的とする電信のうち、モールス符号によるものを除く(第四級アマチュア無線技士に限る。)